

2 介号外
令和 3 年（2021 年）3 月 19 日

介護保険施設管理者 様

長野県健康福祉部介護支援課サービス係長

介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化の取組について（依頼）

令和 3 年度の介護保険制度の改正において、事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進する観点から、運営基準の見直し等が行われました。

つきましては、別紙のとおり概要をまとめましたので、リスクマネジメントの強化の取組にご配慮ください。

介護支援課サービス係

係長：山本 哲也 担当：山岸 あけみ

電話：026-235-7121 FAX：026-235-7394

電子メール：kaigo-shien-s@pref.nagano.lg.jp

(別紙)

リスクマネジメントの強化に係る運営基準の見直し等について

1 見直し等に係る対象介護保険サービス（県指定分のみ記載）

- ・ 介護老人福祉施設
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護療養型医療施設
- ・ 介護医療院

2 運営基準の見直しの内容

- (1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。（下線部分追加）
- (4) (1) から (3) に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。（追加）

3 単位数の内容

- ・ **安全管理体制未実施減算（新設）**

【内容】

上記2の基準に違反した場合の減算。

〈現行〉 なし ⇒ 〈改定後〉 5単位/日（入所者全員について減算）

【適用時期】

令和3年10月サービス提供分（11月請求分）から適用。

※ 上記2（4）の安全対策を適切に実施するための担当者については、令和3年4月1日から起算して6月を経過するまでの間、経過措置として、当該担当者を設置するよう努めることとされているため、当該期間中は減算を適用しない。

- ・ **安全対策体制加算（新設）**

【内容】

事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業者に対する研修の実施及びこれらを適切に実施するための担当者の配置を備えた体制に加えて、当該担当者が安全対策に係る外部の研修を受講し、施設内に安全対策部門を設置することで、組織的に安全対策を実施する体制を備えていることを評価する加算。

〈現行〉 なし ⇒ 〈改定後〉 20単位（入所初日に限り加算）

【適用時期】

令和3年4月サービス提供分（5月請求分）から適用。

4 留意事項

対象となるサービスの運営に際しては、上記2の体制を整備することが原則ですので、各施設におかれましては、運営基準をご理解の上、適切な対応をお願いします。

仮に、安全管理体制未実施減算の対象であるにもかかわらず、事後に基準違反が明らかになった場合、減算により返還すべき額が大きくなる恐れがありますので、十分ご留意ください。